

労働安全衛生規則の一部改正について

(テールゲートリフター特別教育の義務化、昇降設備の設置等)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年労働省令第33号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が、3月28日(火)に公布されました。

主な改正内容は次のとおりで、本年10月1日(2については令和6年2月1日)から適用されます。

【主な改正内容】

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

貨物自動車に荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲が、最大積載量2トン以上の貨物自動車となります。

(改正前は最大積載量5トン以上)

ただし、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車で保護帽の着用が義務づけられるのは、あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車など、荷台の側面が開放できるものや、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で、テールゲートリフターを使用するときに限られます。

2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、以下のカリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

【特別教育のカリキュラム】

学科教育

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間

実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、2 時間以上

3. 運転位置から離れる場合の措置の一部改正

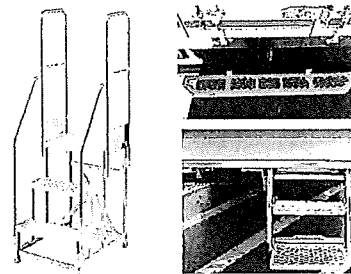
走行の運転位置とテールゲートリフターの運転位置が異なる貨物自動車で、原動機を停止するとテールゲートリフターが動かせなくなるものは、運転者が運転位置を離れるときの原動機停止義務とテールゲートリフターを最低降下位置に置く義務が適用されなくなります。ただし、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置が必要です。

また、今回の改正を受けて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」も改正されました。改正後のガイドラインは、協会 HP 掲載。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 【令和5年10月1日施行】

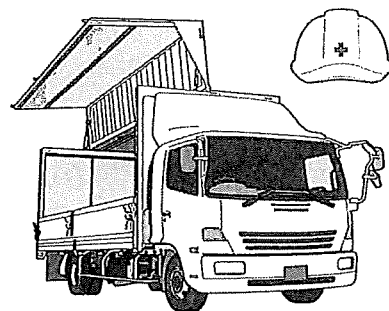
- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 【令和5年10月1日施行】

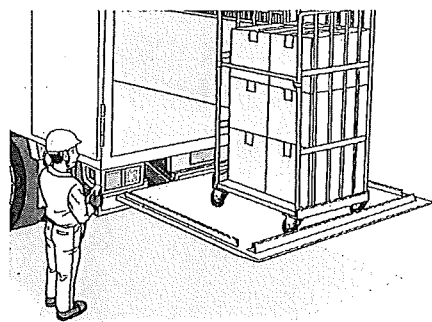
- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

【令和6年2月1日施行】

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

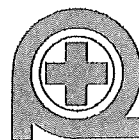


運転位置から離れる場合の措置 【令和5年10月1日施行】

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くこと が適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページ
をご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



テキストの予約販売を開始します！

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を終了した作業員でなければ行わせることができなくなります。これまでの間に特別教育を実施しておくことが必要です。

陸災防では、特別教育用テキスト「テールゲートリフター作業員必携」の予約販売を開始します（4月10日から5月31日まで）。予約受付期間中は特別価格にて販売いたしますのでお早めにご利用ください。ご予約分は6月1日から順次発送いたします。

なお、陸災防会員は会員特別価格にて販売（所属支部へのお申込みの場合のみ）いたします。（支部のご案内）

テールゲートリフター作業員必携 ～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

6月1日販売開始予定

定価：990円(税込)

予約受付期間：4月10日～5月31日

会員予約特別価格：890円(税込)

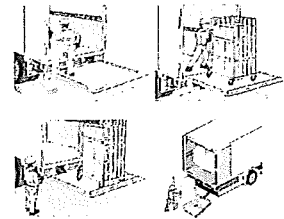
非会員予約特別価格：940円(税込)

※送料は別途ご負担いただけます。

（陸災防会員は、支部へのお申込みの場合のみ会員
予約特別価格でご購入いただけます）

裏面の予約申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

テールゲートリフター作業員必携
～テールゲートリフター特別教育用テキスト～

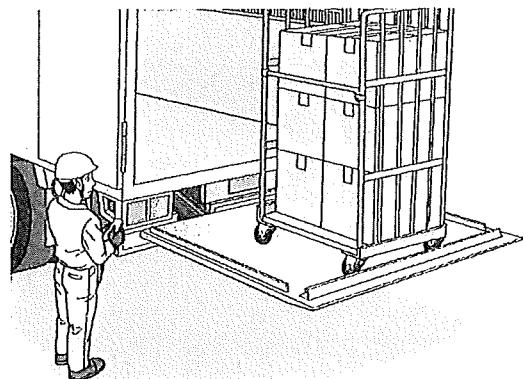
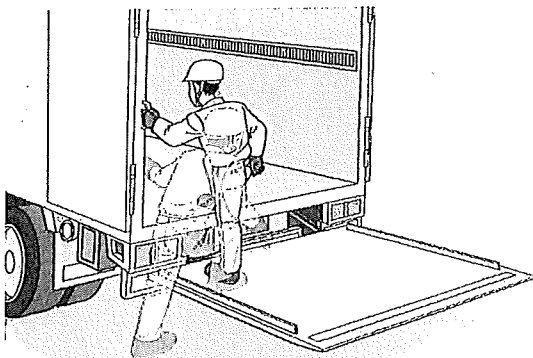


陸上貨物運送事業労働災害防止協会

表紙イメージ

本テキストは、労働安全衛生総合研究所研究員、主要メーカー3社の技術者、陸災防安全管理士等の専門家が執筆し、全日本トラック協会並びに日本自動車車体工業会のご協力のもと作成したものです。また、テキストに準じた動画教材の販売を7月に予定しております。

**ご予約は、陸災防会員は支部へ、
非会員は本部へお申込みください**



テールゲートリフター作業者必携 予約申込書

受注番号	No.	申込年月日	令和 年 月 日 (曜日)		
申込者名 <small>(会社名または個人様名)</small>					
担当者氏名					
住 所	〒 -				
電話番号		FAX 番号			
品 名					数 量
テールゲートリフター作業者必携 (テールゲートリフター特別教育用テキスト)					
備 考 欄 <small>(送付先等が異なる場合等の要望をご記入ください)</small>					
処 理 欄					
受付年月日	令和 年 月 日				
会員について	会員 ・ 非会員	受付者氏名		確認者氏名	

- [注] ① 太線枠内をご記入ください。
 ② 電話番号もお忘れなくご記入ください。
 ③ 図書は6月1日以降のお届けとなります。
 ④ お支払い方法は、後払いとなります。なお別途送料がかかります。
 請求書を図書と同梱します。
 ⑤ 図書の到着後、品名と数量をご確認ください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

FAX : 077-585-8015